

平成30年 第3回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	平成30年 3月23日(金) 午後2時00分
2. 場 所	対馬市役所 峰行政サービスセンター 第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員
4. 出席者	永留教育長、須川教育部長、松尾次長兼総務課長、中島学校教育課長、平江生涯学習課長、小島文化財課長
5. 会議書記	阿比留課長補佐
6. 閉会日時	平成30年 3月23日(金) 午後4時00分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	議案第 7号 対馬市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
日程第 6	議案第 8号 対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則
日程第 7	議案第 9号 対馬市立幼稚園型認定こども園管理規則
日程第 8	議案第10号 対馬地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正する規約
日程第 9	議案第11号 対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程
日程第10	議案第12号 対馬市社会教育委員の委嘱について
日程第11	議案第13号 対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第12	議案第14号 対馬市スポーツ推進委員の委嘱について
日程第13	報告第4号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第14	その他

永留教育長	<p>ただいまから平成30年第3回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」をおこないます。</p> <p>今回の会議録署名委員は、佐伯委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」であります。お諮りします。本会議の会期は本日、一日にしたいと思ひます。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって、会期は、本日、3月23日の一日といたします。会議運営につきまして、御協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」をおこないます。</p> <p>資料の2ページをお願いします。</p> <p>2月の25日に朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産登録祝賀イベントがおこなわれました。盛大に開催されたように感じました。26日と3月7日、表彰伝達をおこなっているわけですが、永年勤続表彰をおこないません。26日に佐賀診療所の武林先生、3月7日は巖原歯科診療所の山本先生にそれぞれ表彰状の伝達をおこなっております。27日から3月の19日まで平成30年の第1回対馬市市議会定例会がおこなわれました。27、28はそれぞれ今年度の補正予算であるとか、30年度の一般会計予算または条例改正等の上程等をおこなっております。それに基づきまして、予算審査特別委員会であるとか総務文教常任委員会等が開催されまして12日と13日に会派代表質問及び一般質問が</p>

	<p>おこなわれております。教育委員会関係では久田小の補修がなぜできないのかという一般質問を受けましたけれども、対馬市は老朽化した校舎が多く、安全性であるとか緊急性の点から計画的に学校に偏ることなく実施をしているという答弁をしております。19日が市議会の最終日でした。それぞれ補正予算や30年度の一般会計予算等の承認をさせていただいております。3月1日に高校の卒業式が実施され、昨年度は対馬高校、今年度は豊玉高校に参加しました。来年度は上対馬高校に参加する予定です。午後に今年度最後の園長会を実施したわけですが、内容的には今年度の総括でございました。今年度3月いっぱいでは比田勝こども園の小田園長先生、鶏鳴幼稚園の杉本園長先生がご勇退をされます。3月3日、勇退校長祝賀会ということで厳原小の小山校長先生、比田勝小の原校長先生のご勇退を校長会でお祝いしております。5日に虹の原特別支援学校高等部対馬分教室の卒業式に参加しました。3名の卒業生を送り出しております。3月9日に県の人事関係会議と書いてありますけれども、県から人事に関する内示を受けております。11日に大調小学校が142年の歴史を閉じることになりまして閉校式をおこなっております。あとは皆さんも参加していただいております14、15、16でそれぞれ小中学校、幼稚園関係の卒業式、卒園式が実施されております。20日に社会教育委員会を実施しまして、この中で私から1つ提案をしました。各町の少年の主張大会でふるさと学習の発表ができないかということを提起しております。まだ具体的には方向性を見つけておりませけれども、問題提起だけしております。</p> <p>以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等ありましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>松尾次長兼 総務課長</p>	<p>議案第6号「専決処分の承認を求めることについて」のご説明を申し上げます。3ページをお開きください。今回専決処分としましたのは、教育委員会事務局の管理職以上の人事異動及び指導主事の任命について、でございます。4月1日付の人事異動の内示を対馬市が3月20日におこないましたのでそれに合わせておこなっております。対馬市教育長に対する事務委任規則第3条第1項で教育委員会の会議の議決により、決裁しなければならない事項について緊急に処理する必要があると認められる場合や、教育委員会の会議を招集するいとまがない時には教育長が専決処理することができるという規定に基づくものであります。また、同条第2項で教育長は前項の規定により、専決処理をした時には</p>

	<p>次の教育委員会に報告しなければならないという規定もございます。教育委員会の会議を本日3月23日としておりましたことから、会議に間に合わなかったため3月20日付で専決処分をさせていただきましたので、そのご報告とご承認をお願いするものでございます。内容につきましては、平成30年4月1日付教育委員会事務局職員の異動及び人事異動及び指導主事の任命について、資料の5ページに課長級以上、指導主事の人事異動について載せております。3月31日付で退職する職員4人を下に示しております。それを受けて異動、昇任、割愛採用となる者7名について上の表に示しております。合計11人が今回の対象となります。ご承認方よろしくお願ひいたします。</p> <p>それと、前回の教育委員会の会議において提示をさせていただいておりました教職員の人事異動につきましては別紙で回答させていただいておりますのでご参照お願ひいたします。以上でございます。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。</p> <p>質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>質疑等ないようですから、これから議案第6号を採決します。お諮りします。議案第6号「専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第7号「対馬市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松尾次長兼 総務課長	<p>議案第7号「対馬市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。会議資料の6ページ7ページに改正する本文を載せておりますけれども、対比しやすいように8ページから10ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。なお、この規則はこれまで全15条で構成をされていたものですが、第2条以下を1条ずつ繰り下げ、新たに第2条を追加して全部で16条の構成としています。説明する際の条番号は、改正案のほうを用いたと思います。まず対馬市では、教育委員会事務局以外で総務部に総務課があり、消防本部にも総務課があります。その用途において紛らわしく、名称の使用で対外的に困ることが多かったものですから、この規則の改正の本旨として課名を変えようとするものでした。ところが、この規則をいろいろ調べて</p>

いくうちに根拠とする法令の条番号が誤っていたり、教育委員会事務局の所在地番というものがどこにも定められていなかったりすることがわかりました。そのほかにも、分掌事務など時代とともに変えていかなければならないものがそのまま使用されている等、矛盾が多かったことから抜本的に改正することといたしました。

8ページをお開きください。まず、規則名の後段を変えようとするものでございます。現在のままでも間違いではありませんが、その下第1条の条文中、法律の条番号の誤りを正すこと、新たに法律施行令第6条を第1条に加えたことによりまして規則の名称も「等」でくるようにいたしまして、対応しやすいように変えております。

11ページに地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び同法律施行令の関係する部分を抜粋しております。その中でこれまで第18条としておりましたのが第17条の誤りでございましたので、「第17条の2項」としております。その第17条の第2項では事務局の内規組織は教育委員会の規則で定めなければならないとされていますし、同法律施行令第6条では、事務局に置かれる職員の職の設置についても教育委員会が規則で定めることとなっています。これら複数の規定をここで一括して処理できるよう、規則の題名も「組織等」ということで「等」でくくっております。

8ページにお戻りください。新たに設けました第2条で対馬市教育委員会の位置を対馬市峰町三根451番地に設置することとし、合併後初めて教育委員会の事務局の位置を確定させました。改正案の第3条では言葉の表現を変えただけでございます。以降、左右対照で条番号をご覧いただければと思います。改正案の第4条では先ほど申しました、対馬市に総務課が複数あるということで総務課を教育総務課に改正するものでございます。第5条の分掌事務から第7条までの改正につきましては、各課に照会をしたうえで改正をおこなっています。特に、平成29年4月、1年前に比田勝こども園が開園したにも関わらず、規則でそのことが明記されていなかったため、こども園について書き加えております。第9条第11条の改正につきましては、第1条で対馬市教育委員会事務局を「事務局」と呼ぶこと、第3条ではその事務局に本庁と教育事務所、生涯学習センターを置くとしているということから、各所の名称の頭に付いております「対馬市教育委員会」という表現を明記する必要がございませんのですべて削除し、すっきりとさせました。第12条の改正は、第7条生涯学習課の分掌事務に合わせた表現としております。

	<p>第14条の改正は、これまで主幹、参事及び課長補佐をひとくくりにして表現しておりましたけれども、主幹は管理職であること、参事及び課長補佐においては管理職以外でありますので、役割はおのずと違ってまいります。区分した表現として2つに分けております。これは市長部局も同様の規定をしていることから改正しようとするものでございます。最後に右側の現行の第15条でいいます「教育委員会」という表現がございますが、条文内容からして教育委員さんを指すものではなく市職員のことについての記述でありますので「教育委員会」を「事務局」に改正をしております。なお、附則でこの規則は平成30年4月1日から施行することといたしております。以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしく願いいたします。何か質疑ありませんでしょうか。</p> <p>質疑等ないようですから、これから議案第7号を採決します。お諮りします。議案第7号、「対馬市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第8号「対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
平江生涯学習課長	<p>議案第8号「対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則」、対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則、平成16年対馬市教育委員会規則第13号の一部を次のように改正する。別表第1の1、小学校の表、対馬市立佐須奈小学校の項、水泳プールの欄に「○」を加えるというものです。</p> <p>13ページをご覧いただきたいと思います。左が改正案、右が現行でございます。佐須奈小学校水泳プールの欄ですが、左の改正案に「○」を加えるものです。右側には「○」がついておりません。今まで対馬市立学校体育施設の開放をおこなっておりませんでしたけれども、議会の一般質問に取り上げられましたけれども、夏場、北部地区の海水浴場がクラゲ等の繁殖により泳げない状況が続いている。これを今ある施設の有効活用を図って、海水浴ができない北部地区住民</p>

	の解消を図るといふものでございます。そのために最北端に位置する佐須奈小学校のプールを夏の期間、開放するための規則を改正するものです。以上です。
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしくお願ひいたします。
吉野委員	佐須奈プールの規模はどれくらいでしょうか。お客さんと呼べるような規模なのでしょうか。
平江生涯学習課長	子ども達はある程度十分に泳げます。ただ、水深の高さが問題あるものですから監視等は必要だと思っておりますけれども、今後においてはプールの開放によって海水浴が有効に活用できる。それと、体育施設の開放の中で水泳プールにおきましては「夏の休業日」ということで9時から17時までの時間ということ、また、水泳指導の利用をする場合とか小中学校、幼稚園、保育所などに特別な理由がある場合については6月から9月まで開放すると条件付きで開放をおこなっています。以上です。
佐伯委員	基本的な監視等、運営はどちらがされるのでしょうか。
平江生涯学習課長	夏休み期間中開放する場合は社会体育施設として開放し、社会体育のほうで管理人を設置して開放し利用を図るものです。それ以外の7月からについては現状使っておりますが、学校の授業ということで、学校で教育水泳指導をおこなっているという形になっております。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。 ほかに質疑等ないようですから、これから議案第8号を採決します。お諮りします。議案第8号「対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第7、議案第9号「対馬市立幼稚園型認定こども園管理規則」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
中島学校教育課長	資料の14ページをお開きください。対馬市立幼稚園型認定こども園条例第5条の規定に基づき、定められていた教育委員会規則第3号、対馬市立幼稚園認定こども園条例施行規則、これの全部を改正し、対馬市立幼稚園型認定こども園管理規則として定めるものです。対馬市立幼稚園型認定こども園については、比田勝こども園が

昨年平成29年4月に開園いたしました。対馬市で初めての公立のこども園ということもあり、その都度出てきた課題を関係者で協議し、一つ一つ解決しながら、1年間運営を進めてまいりました。運営にあたり定めておく必要がある事項も新たに生じてまいりました。追加、修正を行うべき事項が多く、全部を改正するものです。資料の24ページをお開きください。対照表にしております。右側が現行の幼稚園型認定こども園条例施行規則でございます。これの全部を改め、新たに管理規則として定めるものです。今回追加した主な事項について項目を申し上げます。まず6条、教育にかかる学期の定めがありませんでしたので、1学期2学期3学期がいつからいつまでかということをも6条に追加しています。それと8条に、開園と閉園の時間も定めが載っていませんでしたので新たに追加しております。それと12条です。こども園については子育て支援事業を行うことという定めがございますので、これも載っていませんでしたので新たに追加をしております。さらに14条教育指導計画の作成並びに教育及び保育の内容にかかること、これの追加をしております。15条の教育課程の編成についても同様でございます。そのほか、17条、18条、19条につきましては、現在ある幼稚園管理規則を参考に同じような内容で付け加えをしております。21条の主任について、定めを追加しております。

次のページになります。24条、出席停止等にかかることも、幼稚園管理規則を参考にしております。新たに緊急時の対応が25条、26条は非常災害対策で、昨年度当初に定められました児童虐待防止法の定めを参考に、虐待防止のための措置に関する内容を27条に追加をしております。28条については、現在ある幼稚園管理規則を参考に定めております。29条にはこの規則に定めるもののほか、こども園の管理及び運営に関する必要な事項は幼稚園管理規則の規定を準用するというので、ここに載っていないものについては管理規則に準用することについて述べております。なお、その幼稚園管理規則にはさらに定めていないものについては小中学校の管理規則の規定を準用するという定めがありますので、おおもとは小中学校の管理規則が準用されることとなります。その管理規定の中には、例えば学校評価に関する内容等も載っておりますのでここには学校評価等に関する内容についてはありませんけれども、小中学校の学校管理規則を参考に運用していくということとなります。かなり大きな追加変更になっておりますけれども、実際に定められて

	<p>いた施行規則が開園前に決めたものでしたので、1年間運用していく中でこういう定めが必要だということで、新たに今回大きく追加変更しているものでございます。</p> <p>また、参考までに、この幼稚園型こども園についてですけれども、参考となる他県の事例等も集めていたのですが、実は九州で公立の幼稚園型認定こども園は3園しかございません。残りの2園は沖縄県の石垣島でございます。そしてその2園は3号認定、つまり保育園に通う3歳未満の子どもたちは通園しておりません。今回対馬市に設置したこの幼稚園型認定こども園について、運営については独自に検討しながら進めていかなければならないという事情がございます。したがって、今後も管理規則等については適宜必要に応じて変更が加わる可能性があるということを説明申し上げておきます。以上でございます。今回改正の趣旨をご理解いただきまして是非ご承認をお願いしたいと思います。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしく申し上げます。何か質疑はありませんでしょうか。
一宮委員	管理規則を相談されるメンバーについて、どういった方々で練っているのか教えてほしいです。
中島学校教育課長	原案を作成しているのは幼稚園こども園担当者です。これを作り上げていく中で次長にもアドバイスをいただいたり、こども未来課とも協議をしたりしながら作り上げております。こども未来課にも事前にご覧いただいております。
永留教育長	ほかに何かありませんでしょうか。
佐伯委員	21条ですが、幼稚園部の主任さんは教育委員会が任命すると、保育園部の主任さんは園長さんが命ずると、どういうものかよくわからないのでご説明ください。
中島学校教育課長	幼稚園関係の人事等については教育委員会がおこなっていますが、保育士さんの人事は、こども園に勤めておられる方もこども未来課がされています。実際ここ以外の保育園等についても主任さんは話し合いで決めている所もあるようです。今現在、確かに主任さんがお一人おられます。正式採用の方は3人いらっしゃいますが、その中のお一人が主任をされています。
永留教育長	補足をするならば、教育委員会が命ずる、となっているものは、主任辞令を渡すんですね。幼稚園部は教育委員会の管轄として辞令は出すんですが、保育園部はそういう辞令がありませんので、園内の公文書的に扱われているということです。

吉野委員	園長先生は管理職の取扱いになるのでしょうか。
中島学校教育課長	園長と教頭は管理職です。
永留教育長	ほかになかったでしょうか。それではほかに質疑等ないようですから、これから議案第9号を採決します。お諮りします。議案第9号「対馬市立幼稚園型認定こども園管理規則」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第8、議案第10号「対馬地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正する規約」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
中島学校教育課長	32ページをお開きください。教科用図書の選定方法及び選定委員会について追加変更の必要があるために、対馬地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正するものです。条文の順序を実際の教科用図書採択の作業順に合わせて今回変更するものです。 35ページをお開きください。現行の第4条を削ります。この内容はのちほど新たな改正案の途中に出てまいります。次に第5条中の下線部第7条を第6条に改めます。現行の第5条の文中第3項も、報告の次に、第7条第9項の報告を加えます。第7条第9項の報告とは選定委員会の報告のことであり、教科用図書の選定にあたっては調査員の報告、選定委員会の報告及び長崎県教育委員会が作成した資料を参酌するということです。改正案ではその現行第5条を第4条とし、第6条を第5条とします。現行の第7条第1項及び第3項の中にある「教科書」を正式名称「教科用図書」と変更します。並びに第2項の下線部「各教科ごと」とありますけれどもこれを「教科ごと」とし、「各」を削除いたします。現行第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加えます。先ほど削った現行第4条を元にしたものでございます。これについて、選定委員会をここに持ってきます。この中で元の第4条なのですが、ここに移動させるにあたって変更したところがございますので確認をいたします。第6項において、選考委員会の会議は会長が招集するとしております。これまでは委員長が招集するとしていました。しかし、委員長は実際に第1回目の選考委員会の会議において選考委員の互選によって決まります。したがって実際には不可能なことでございました。そこで招集する

	<p>招集者を委員長から会長へと変更するものです。第8項において各教科部会を追加しております。選定委員会には全体の選定委員会と各教科の選定委員会がございます。第7条の条文は主に全体の選定委員会について述べられておりますが、実際の調査選定は教科ごとにおこなわれるため各教科部会を第8項に明記しております。第2回目の全体の選定委員会において各教科部会の内容を報告し、その内容を委員長及び副委員長が採択協議会で報告することになっております。変更がなかった箇所については省略させていただいております。以上が改正案でございます。ご承認よろしく願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしく願いします。質疑等ありませんでしょうか。質疑等ないようですから、議案第10号を採決します。お諮りします。議案第10号「対馬地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正する規約」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第9、議案第11号「対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
中島学校教育課長	<p>資料42ページをご覧ください。今年度末で対馬市立大調小学校が閉校することにともない、所要の改正を行うものです。第1回教育委員会会議において「対馬市立小学校及び中学校の通学区域の設定に関する規則の一部を改正する規則」についてご承認をいただきました。今回これに関連し、「対馬市立小中学校協同実施室組織運営規程の一部を改正する規程」の一部を次のように改正させていただきたいと存じます。資料43ページ記載の新旧対照表をご覧ください。現行の「厳原地区」にございます「対馬市立大調小学校」を削るものです。施行の日は平成30年4月1日でございます。ご承認をよろしく願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしく願いします。質疑等ありませんでしょうか。質疑等ないようですからこれから議案第11号を採決します。お諮りします。議案第11号「対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>

永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
一宮委員	関連して、阿連小学校や大調小学校など、閉校した校舎の今後の運用について教えてください。
松尾次長兼 総務課長	阿連小学校については、本来域学連携と申しますか、島づくり推進本部で活用したいという思いがございまして動き出したのですが、その間市長の交代もありまして、現市長がそれに対してはあまりにもお金がかかりすぎるといことで、検討の必要があると考えている状況でございましてその後の活用がまだ図られていない状況でございまして。大調小学校につきましては、地域の要望として体育館、グラウンド等は地域で使わせていただきたいといことでございまして、今体育館が高圧電流になっておりますけれども、あまりにも基本料金が高いためにこれを低圧に変えまして、引き続き今後は社会体育施設等として活用を図っていただくように考えております。校舎につきましては使う目途も立っておりませんので、今後教育財産から普通財産に移管をしまして、市長部局で利活用を検討していただくよう考えております。以上です。
永留教育長	よろしいですか。なにかご意見ありますか。
松尾生涯学 習課長	追加よろしいでしょうか。阿連の小学校体育館ですけれども、次長が申し上げましたとおり、体育館については地域の要望があったといことで、社会体育施設としてうちの所管で管理をしております。学校に一番近い民家の方をお願いをし、利用の際にはそちらの方に施錠と管理をお願いしています。現在ちょうど年度末にあたりまして29年度からの運用になっておりますので、利用の件数等については集約をしているところです。以上です。
一宮委員	体育館関係は地域での活用になると社会体育施設といことでこちらの管轄になりますよね。 また、校舎はすごくきれいです。島おこしなどを銘打った形で市が方針を出して進んでいるのと関連して、施設の運用というのは有効活用できるのではないかと思います。 また、体育館とグラウンドはわかりましたが、校舎の管理はどちらになるのでしょうか。
松尾次長兼 総務課長	学校というものは本来福祉の増進といことで子ども達の教育のために作られた施設でございまして。それが閉校になりますと、教育財産の用途を成しえないといことになりますので、教育財産から普通財産に移管する必要がございまして。その普通財産になりますと市長部局の管理

	<p>管轄ということになってまいりますので、市長部局で今窓口となっているところは総務部の財産管理運用課というところになりますけれども、大調小学校につきましては校舎の中にある不要な備品等の整理を行ったうえで普通財産に移管することになりますので、いましばらく時間はかかるのかなと思いますが、最終的な管理というのは市長部局で行うことになります。</p>
一宮委員	<p>ということは島づくり推進部関係も市長部局の関係ということになるのでしょうか。</p>
松尾次長兼 総務課長	<p>はい、そうなります。市長部局の取りまとめる財産管理運用課に渡すような感じになりまして、市長部局の中で各部署が利用したいという思いがあれば、その財産管理運用から島づくりとか島おこしとかそういったところへ管理の移管というのがおこなわれると思います。</p>
一宮委員	<p>教育関係者の意見とか知恵を、島づくりについてのアイデアとして吸い上げられる場所としては、この会ということになるのでしょうか。</p>
松尾次長兼 総務課長	<p>まず島づくりは前には出てこないと思いますけれども、協議の場となると、この場というよりも市長部局と一緒にやっている総合教育会議で双方の知恵を出し合って検討していただければいいのかなと思います。</p>
永留教育長	<p>廃校になった学校施設の活用に関しては、ある決まりみたいなものがありまして、第1は公共施設として使うこと。大調小学校で言うと体育館、グラウンドを社会体育施設として使う。それがない場合には地元の活用、これが2番目で、それもない場合にはそこを活用したい人を一般公募するという、段階があります。ですので、教育活動として使うことはありませんので、今一宮委員さんが言われるような活用については、あとは地元の人意見要望であるとかになってくるのではないのでしょうか。なにか使いたいことがありますか。</p>
一宮委員	<p>たとえば地域の子どもを集めて寺子屋みたいに教えたりすることに場所の提供とかそういうことをできないかなと。スポーツ面だけでなく、公民館講座のような文化的な部分にも活用できる施設にできないのかなと思います。</p>
永留教育長	<p>施設の管理が必要になってきますので、寺子屋的なものであれば廃校跡よりも自治公民館あたりを活用するとかになってくるのではないのでしょうか。</p>
一宮委員	<p>今のは単なる例で、学校として今まで機能していたものが閉校してなくなって、そこに中身として何か出来ないのかなという気持ちがあるのですから。</p>

永留教育長	その気持ちはよくわかりますが方向性は見えませんが、また機会があるときに意見を出していただくなり、市長部局へ要望を出していただくなりしていただければと思います。
	(休憩)
永留教育長	日程第10、議案第12号「対馬市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
平江生涯学習課長	議案第12号です。「対馬市社会教育委員の委嘱について」対馬市社会教育委員条例、平成16年対馬市条例第89号第4条の規定に基づき別紙のとおり対馬市社会教育委員を委嘱したいので、教育委員の承認を求めるものです。45ページに別紙候補者の名簿15名を掲示させていただいております。平成30年4月1日から2年間の期間におきまして委嘱を行うものでございます。なお、16、17空欄となっておりますけれども、校長会より代表を1名、市のPTA連合会の代表者を1名代表者として委員に委嘱することとなっておりますが、まだ決定しておりませんので、決定次第、教育長専決事項によりご報告とさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
永留教育長	説明が終わりましたので審議方よろしくお願ひします。何か質疑等ありませんでしょうか。
須川教育部長	13番の職業欄ですけど、今回の異動で4月1日から東小学校から豊小学校になっていると思ひます。
永留教育長	13番の所属が東小学校から豊小学校に異動しておりますので訂正をお願いします。 ほかにありませんでしょうか。質疑等ないようですから議案第12号を採決します。お諮りします。議案第12号「対馬市社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり昇任することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。続きまして、日程第11、議案第13号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
平江生涯学習課長	議案第13号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」対馬市公民館条例（平成16年対馬市条例第92号）第13条第3項の規定に基づき別紙のとおり対馬市公民館運営審議会委員を委嘱したいので教育委員会の承認を求めるものでございます。社会教育委員同様、平成30年4月1日から2年間の期間、別紙の公民館運営審議会委員の委嘱を

	<p>行うものでございます。なお、別紙下段の校長会の代表は決定次第、教育長の専決事項にて報告したいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしくお願いいたします。質疑等ありませんでしょうか。質疑等ないようですから、これから議案第13号を採決します。お諮りします。議案第13号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案のとおり承認することで御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。続きまして、日程第12、議案第14号「対馬市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
平江生涯学習課長	<p>議案第14号「対馬市スポーツ推進委員の委嘱について」スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、別紙のとおり対馬市スポーツ推進委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるとでございます。</p> <p>49ページから51ページまで59名のスポーツ推進委員を委嘱させていただきます。通常各6町から10名ずつ委嘱をさせていただいておりますが、1名上対馬が職場の関係で未定ということでございますので、59名の委嘱とさせていただきます。48ページの文言につきましては修正をさせていただきます。</p>
永留教育長	<p>48ページ、公民館運営審議会委員をスポーツ推進委員に訂正をお願いします。</p> <p>説明が終わりましたので審議方お願いします。質疑等お願いします。</p>
吉野委員	<p>49ページのA委員は厳原田淵になっていますが、これは美津島出身だからということでしょうか。</p>
平江生涯学習課長	<p>スポーツ推進委員のグループ、美津島のスポーツ推進委員の町の活動で指導していただく方、大会運営に協力していただくということで、美津島出身で厳原にお名前を出している方もいらっしゃるんですけども、そのような方は数名いらっしゃいます。各町の大会に協力していただいているグループに入れていただいております。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。佐伯委員さん。</p>
佐伯委員	<p>このような委員名簿に生年月日は必要でしょうか。必要であれば根拠を教えてくださいませんか。個人情報の中ではとても重要視するもので漏れると大変ですので、もし、なくてよいものであれば、ないほ</p>

	うがすつきりしないかなと思います。
永留教育長	最近個人情報保護法の関係もありまして、こういう名簿を出すのも非常に厳しい状況になっているのですよね。
須川教育部長	各種委員さんの条例の中にも名簿は生年月日、住所、電話番号など入れるようになっていきます。おっしゃるように個人情報の関係もありますので、一般に出す教育要覧の中では生年月日や住所を削除していますが、委員さん方への資料なのでこうして出しております。
永留教育長	外部に出すものにつきましては、教育要覧に載せるときには名前だけになります。 ほかにありませんでしょうか。質疑等ないようですから議案第14号を採決します。お諮りします。議案第14号「対馬市スポーツ推進員の委嘱について」は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。続きまして、日程第13、報告第14号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告をおこないます。事務局から報告をお願いします。
中島学校教育課長	資料52ページでございます。要保護及び準要保護の児童生徒の認定をおこないましたのでご報告をいたします。54ページ55ページをご覧ください。今回小学校におきまして、2校3名の準要保護の認定をおこなっております。また、小学校1校4名について準要保護の取り消しもおこなっております。中学校におきましては1件の要保護の認定をおこなっております。内容につきましては別紙の資料、準用保護新規認定で、まず小学校が2校3名、続きまして中学校の要保護の新規認定が1校1名。最後が取り消しで、1校4名が取り消しになっております。理由等については資料記載のとおりでございます。以上ご報告をいたします。
永留教育長	報告が終わりましたがこの件に関して質疑等ありませんでしょうか。質疑等ないようですから、報告第4号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告は終了します。 続きまして、日程第14、「その他」の事項に移ります。まず初めに各課の事業予定を報告させていただきたいと思います。お手元に4月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。総務課から順に主な内容について報告をお願いします。
松尾次長兼	平成30年4月分の総務課でございますが、先ほど規則の改正をおこ

総務課長	<p>ないまして、4月1日から教育総務課となりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>2日でございますけれども、教育委員会事務局職員の異動にともなう辞令交付式をおこないます。南地区教育事務所で9時20分から、峰の本庁で13時から行う予定にしております。19日ですけれども長崎県都市教育長会議が長崎市で開催され、教育長が出席するようになっております。20日にも長崎県市町村教育委員会連絡協議会がございますので同じく出席でございます。27日、教育委員会会議を開催する予定をしております。詳しくはのちほど事務局から説明がございます。月間業務に学校予算配分説明会(日程調整中)としておりますけれども、新年度が始まりまして学校でも予算の執行というのが早々と来てまいりますので、なるべく早い時期に説明会を開催したいと考えております。総務課からは以上でございます。</p>
永留教育長	<p>1点補足ですけれども、20日の市町村教育委員会連絡協議会理事会ですので私と吉野委員2名が参加することになります。</p> <p>次、学校教育課お願いします。</p>
中島学校教育課長	<p>2日が教職員辞令交付式でございます。今回異動のあった教職員が対象となります。15時から対馬市公会堂でおこないます。3日は新規採用教職員の辞令交付式です。今年度採用された教職員の辞令交付です。9時30分から峰の公民館でおこないます。5日が中高一貫教育合同職員会、これは上対馬高校と佐須奈中学校中心の合同会議でございます。同じ日に、園長会と合同研修会、これはすべて幼稚園関係になります。6日が1学期の始業式と浅海中の入学式、9日が小中学校の入学式ですけれども、一部小学校において括弧に書いておりますけれども、10日に実施のところもでございます。11日が幼稚園とこども園の入園式です。17日火曜日、全国学力・学習状況調査、対象は小学6年生と中学3年生、教科は今回は算数と国語と理科がございます。理科は3年に1回実施されますが、今回その年にあたっております。中学校については、算数が数学です。同じ日に小学校5年生と中2対象で、教科は国語と算数、中学校は国語と数学の2教科です。18日が新補及び転入管理職のための研修会をおこないます。同じ日に午後から第1回の対馬市校長会を交流センターでおこないます。この日には中学校3年生対象の長崎県学力調査がございます。これは教科が英語でございます。19日が1日目から引き続きの校長会ですが、これは校長会が中心となって進めるものです。同じ日に来年度からタブレット端末が導入される予定でございますけれども、それをスムーズに運営していくための第1回ICT担当</p>

	<p>者会議がおこなわれます。今回の異動によって担当者が変わっている学校があると思われまので、これについてスムーズな運用が図れるように進めてまいりたいと思っております。23日が第1回の対馬市教頭会です。引き続き2日目が教頭会主催となっておこなう定例教頭会です。25日が特別支援教育担当者のための研修会です。翌26日から2日間、学校教育課の指導班の指導主事等のための研修会、これは長崎県下の全部の市町の教育委員会から集まって研修会がおこなわれます。学校教育課から以上です。</p>
永留教育長	生涯学習課はありませんか。
平江生涯学習課長	4月は施設の管理がスタートする月になりますけれども、今のところ県との協議、会議等も入っておりませんので空欄とさせていただきます。
永留教育長	文化財課をお願いします。
小島文化財課長	文化財課も今のところ正式に日程が決定しているものがございません。平成29年度の事業実績の報告等と新年度に向けた準備ということで予定をしております。以上です。
永留教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等ありませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か「その他」の事項ありませんか。
小島文化財課長	<p>資料を配布させていただきましたけれども、新たな重要文化財指定について報告をいたします。概要については配布しました資料のとおりであります。3月9日に開催されました文化審議会におきまして5件の国宝と50件の重要文化財指定について、文部科学大臣に答申がなされております。この中に対馬市豆殿の金剛院にあります高麗版大般若経も重要文化財指定の答申に含まれております。所有者は宗教学法人金剛院、員数は165帖です。附（ついたり）として室町から江戸期にかけて宗家と金剛院との深いつながりを示す金剛院文書も含まれております。現在は県立対馬歴史民俗資料館に寄託をされております。昨年同じ時期に豆殿の多久頭魂神社の一切経が重要文化財指定答申されましたけれども、それに続いて、対馬市内の重要文化財はこれで13になります。それともう1つですけれども、先ほど配布させていただきましたけれども、今年度も文化財保護審議会でも文化財通信を発行しておりますので、のちほどご覧いただければと思っております。以上です。</p>
永留教育長	何か質疑はないでしょうか。なければ別件ありませんか。

松尾次長兼 総務課長	お手元に資料をお配りさせていただいております。平成30年度の教育委員会会議の日程表(案)として表にまとめてあります。毎月の最終金曜日ということになっておりますが、11月23日の金曜日が祝日ですので、その前日22日になっております。あといろいろ書いておりますがお目通しをいただければと思いますのでよろしく申し上げます。
永留教育長	今後の予定を立てられる際の参考にさせていただきます。次、学校教育課長。
中島学校教育課長	<p>先ほど4月の予定について申し上げましたけれども、教育委員の皆さまには4月2日と3日の辞令交付式への出席についてもよろしく願いいたします。ご挨拶の文を作っておりますので吉野委員様には今日お預けしたいと思っております。</p> <p>もう1点報告でございます。以前の会議の中で特別支援学級について通級指導教室のことを申し上げておりましたけれども、巖原小学校の通級指導教室ですが、県の教育委員会から、長崎新聞にも載っておりますけれども、県下でかなり増えているということで今回巖原小学校についても通級指導教室の開設が認められたことを報告しておきます。以上でございます。</p>
須川教育部長	先に開催されました、平成30年の第1回対馬市議会定例会におきまして、議案第1号で、2月27日の初日に佐伯委員の再任が議決されております。任期としては30年の5月1日から32年の4月30日までということになっております。佐伯委員さんよろしく願いいたします。
永留教育長	ほかに事務局から何かありませんか。委員さん方から何かありませんでしょうか。
佐伯委員	<p>先日委員会には速やかに対応していただいたのですが、学校の子ども達が夕方に帰宅を促す放送をなさっておりますが、ただ位ノ端と櫛の町境で別々の放送が同じ時間帯にあるということで、申し上げたところすぐに時間を調整していただくということでした。速やかなご対応ありがとうございます。</p> <p>そのとき追加で仰っていたことを言い洩らしましたので申し上げます。同じ時間帯であったので騒音のように聞こえてしまって逆効果でなかろうかということと、電話もできないくらい音が響いてしまうということ。追加で、最近は島づくりとかたくさん言うようになったけれども、もともとは子どもたちにちゃんと帰って家族を安心させようねとか勉強しようねとかいうことが趣旨なのですが、それから離れているような気がする、というようなことを仰っていました。内容はそれぞれの学</p>

	校子ども達で決めているのかと思うのですが、そういうふうと思われる方もいらっしゃるということで一応報告だけさせていただきました。以上です。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。ないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたします。次回の会議日程の件で事務局からお願いします。
阿比留課長 補佐	それでは先ほどご説明のありました日程報告のところでもありましたが、4月27日金曜日、1時半からまたこの場所をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
永留教育長	次回の会議日程について提案がありましたが、ご都合はよろしいでしょうか。 これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。以上をもちまして、平成30年第3回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)